

国際海事機関(IMO)第 10 回ばら積み液体及びガス小委員会(BLG10)の結果概要

4月3日から7日まで、ロンドンのIMO本部において、第10回ばら積み液体及びガス小委員会(BLG10)の審議の概要は以下のとおりです。

1. 改正採択化学品の安全性及び危険性の評価と必要となる改正の準備

昨年10月に開催された第11回化学品の安全及び汚染危険性の評価に関するワーキンググループ(ESPH 11)の報告書に基づき、国際バルクケミカルコードに記載のない物質の追加が審議され、アルキルベンゼン混合物(トルエンが少なくとも50%含まれるもの)等の新規3物質が追加されることになりました。

また日本が英国と共同で行っていた動植物油を輸送する場合に、物質ごとに運送要件の変化がない場合、査定は不必要であるとする提案については、多くの国の支持を得て提案が認められました。

2. バラスト水管理条約の実施のためのガイドライン

現在のところ、バラスト水管理規制条約に必要なガイドラインは14本とされており、現在まで6本のガイドラインが採択されていますが、今次会合において4本のガイドラインのドラフトが最終化され、本年10月に開催される第55回海洋環境保護委員会(MEPC 55)で採択される見込みとなりました。なお、2つのガイドラインについては最終化されず、次回BLG 11に持ち越しとなりました。(添付1参照)

3. 大気汚染の防止

MARPOL 附属書 VI が 2005 年 5 月 19 日に発効し、条約では発効後 5 年ごとに見直すことになっています。本件に関し 2005 年 7 月に開催された MEPC53 において窒素酸化物(NOx)及び硫黄酸化物(SOx)の規制値見直しとともに、大気汚染物質として将来の規制を見据え、粒子状物質(PM)等についても調査・検討することが BLG の付託事項として合意されていました。

これをうけ今次会合から MARPOL 附属書 VI の見直し作業が開始されました。

(1) NOx

作業部会(WG)議長の提案により、新造船に備えられる2サイクル、4サイクルエンジンごとにC重油(residual fuel)、A重油(distillate fuel)を使用した場合の対策技術によるNOx低減効果等について、大気汚染物質削減技術の現状及び今後の見通しに関する現状分析が進められ、表として作成されました。今後の規制のステップとして、2010年に2次規制(Tier 2)、2014~2015年に3次規制(Tier 3)を目標とすることとなりました。また、海域による規制の区分けも検討されましたが、現段階では現行規制と同様に地域規制を設けず global な規制を念頭に次期規制の審議が進められました。既存船への規制については、新船だけへの厳しい規制は不公平であり、何らかの対策が必要であることが認識されました。(添付2参照)

(2) SOx

Global Cap については具体的な数値の議論はありませんでした。

(3) VOC

Management Plan の作成を中心に船舶としての対策が検討されましたが、大きな議論の進展はありませんでした。

(4) PM

PM の計測方法が標準化されていないこと、PM 排出量を削減するためには燃料中の硫黄分の削減が必須であること、また、PM の粒径別に大気中の寿命(拡散距離)が異なること、人体への影響も異なることから、PM の拡散に関する評価のをもとに規制の必要性が認識されました。

なお、船上における NOx 排出削減のための同等方法指針、SOx 排出制限の強化のための技術的検証方法の指針、停泊中にディーゼル発電機からの排ガスによる大気汚染を防止する目的で陸電供給施設と船舶の電源を接続するためのシステムに関する国際標準化提案、については時間の制約等があり審議されませんでした。

今次会合から本件に関する通信部会(CG)が設置された他、11月13日～17日に中間会合をノルウェー(オスロ)で開催することが合意されました。本件については、2007年のBLG 11までに検討を完了するよう求められています。

4 . ふん尿浄化装置の技術基準の改正

新造船に備えられるふん尿浄化装置について、排出基準の強化などが盛り込まれた装置の技術基準を変更することが合意されました。今後、MEPC 55 において改正技術基準が採択されることとなります(適用日に関しては、MEPC 55 において決定されますが、早ければ2009年10月から)。

バラスト水管理条約の実施のためのガイドライン採択状況

ガイドラインの名称と概要		採択状況
G1	沈殿物受入施設に関するガイドライン バラスト水タンクからの沈殿物受入施設の設計及び計画に関するガイドライン	MEPC55 で採択の予定
G2	バラスト水サンプリングに関するガイドライン 船舶検査の際のバラスト水サンプリングの計画及び実施の方法及び現実的かつ技術的な指導要領	BLG11**に持ち越し
G3	バラスト水管理同等対応に関するガイドライン バラスト水を注排出するプレジャーボート及び捜索救助艇のバラスト水管理に関するガイドライン	採択済み 決議 MEPC. 123(53)
G4	バラスト水管理計画ガイドライン バラスト水及び沈殿物に含まれる有害水中生物及び病原体による危険性を最小とするためのバラスト水管理指針及びその計画に関するガイドライン	採択済み 決議 MEPC. 127(53)
G5	バラスト水受入施設に関するガイドライン 処理されていないバラスト水の受入施設の設計及び計画に関するガイドライン	MEPC55 で採択の予定
G6	バラスト水交換に関するガイドライン 洋上でのバラスト水安全交換に関するガイドライン	採択済み 決議 MEPC. 124(53)
G7	リスクアセスメントに関するガイドライン 処理されていないバラスト水を排出する際の運用手順及びバラスト水の排出に関連するリスクの評価に使用するリスクモデルに関するガイドライン	BLG11 に持ち越し
G8	バラスト水管理システムの承認に関するガイドライン バラスト水管理システム(処理装置)の承認に関するガイドライン(図面審査、陸上試験、船上試験、環境試験等)	採択済み 決議 MEPC. 125(53)
G9	活性物質を使用するバラスト水管理システムの承認に関する手順 活性物質を使用するバラスト水管理システムについて、活性物質の承認及び船舶の安全性、人の健康および水生環境に関しバラスト水管理システムでの適用を承認する手順に関するガイドライン	採択済み 決議 MEPC. 126(53)
G10	プロトタイプバラスト水処理技術の承認に関するガイドライン プロトタイプバラスト水処理技術プログラムの承認に関するガイドライン	MEPC 54 で採択済み
G11	バラスト水交換に関する設計及び建造基準に関するガイドライン 「バラスト水交換基準」に適合させるために有効な船舶の設計及び建造に関するガイドライン	BLG10 で最終化済み MEPC 55 で採択の予定
G12	船上での沈殿物管理ガイドライン バラスト水タンク中に堆積する沈殿物の管理に関するガイドライン	BLG10 で最終化済み MEPC 55 で採択の予定
G13	緊急事態を含む追加方策に関するガイドライン 各国が定めることの出来る緊急事態及び追加方策の導入及び評価に関するガイドライン	BLG10 で最終化済み MEPC 55 で採択の予定
G14	バラスト交換海域の指定に関するガイドライン 寄港国によるバラスト水交換海域の指定及びその評価に関するガイドライン	BLG10 で最終化済み MEPC 55 で採択の予定

MEPC 55* 2006 年 10 月に開催予定。

BLG 11* 2007 年 4 月に開催予定。

大気汚染防止に関する MEPC 54 及び BLG 10 での審議状況

対象物質	審議状況
MARPOL 附属書 関連： BLGにて審議(2006年4月BLG10にてCG設置、11月中間会合、2007年4月BLG11)	
NOx 〔附属書 /第 13 規則〕	新造機関： ○対策技術に対する削減目標が確認された。 ・ 燃焼改善 10～30%程度の削減 ・ 水添加技術 10～25%程度の削減 ・ 水噴霧技術 40%程度の削減 ・ SCR 80～85%程度の削減 ○次のステップで global な規制を行う ・ <u>Tier 1(2005年5月19日)</u> [現行 MARPOL 附属書 VI] ・ <u>Tier 2(2010年ころ)</u> ・ <u>Tier 3(2014～2015年ころ)</u> 既存船対策： なんらかの対策の必要性が認められたものの、 排出規制値による規制は困難であるとの意見が多い。
SOx 〔附属書 /第 14 規則〕	Global Cap については具体的な数値の議論は無かった。 PM への直接的な影響があることが認識された。 (但し、NOx の Tier 3 は、A 重油相当の使用が大前提となる。)
VOC 〔附属書 /第 15 規則〕	Management Plan の作成を中心に船舶側の対策を検討。 (陸上へのペーパーリターンと陸所施設による処理は大規模となるため、 附属書 には盛り込まれない見込み。)
PM	粒径別に大気中の寿命(拡散距離)が異なること、人体への影響も異なることから、シミュレーションモデルによる評価をもとに、規制の必要性を検討する予定。
GHG 関連： MEPCにて審議(2006年10月MEPC 55、2007年7月MEPC 56、2008年3月MEPC 57、10月MEPC 58)	
CO2	MEPC 58(2008年)までは、排出インデックスの暫定ガイドラインを試行する。但し、ベースラインの検討と市場メカニズム(排出権取引)の導入については、平衡して検討される予定。